

奨学生募集要項（2024年度）

No. 7

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	井植記念会		
2024 募集依頼人数	4名		
募集学年	博士（博士後期）課程		
募集学部・研究科 研究分野等	理学・工学・システム情報学・農学・海事科学・医学・保健学、科学技術イノベーション研究科		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 50,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	・独立の生計を営む連帯保証人（1名）を定めることのできる者 ・採用された場合は、8月21日（水）の奨学金贈呈式に必ず出席すること		

令和6年2月7日

国立大学法人神戸大学
学 長 藤澤 正人 様
学 務 部 長 長谷川 浩樹 様

公益財団法人井植記念会
理事長 井植 貞雄

令和6年度 英才育成奨学生の募集について

拝啓 向春の候、貴大学におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素より弊財団の英才育成奨学金制度の運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、令和6年度の英才育成奨学生を下記の通り募集させていただきます。
貴大学大学院博士課程において該当者がございましたら、「英才育成奨学金規程」に従ってご推薦賜りたくご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 募集対象 : 貴大学の理学・工学・システム情報学・農学・海事科学及び医学研究科等に在学し、後期博士課程を履修しつつある者で、学業成績が優秀、かつ、心身ともに健全であり、将来において学術水準の向上、社会の進歩発展に著しく貢献しうる可能性が認められる者。
(英才の育成を目指しており、経済面はさほど重視しておりません。)
2. 募集人数 : 令和6年度は、新規4名をご推薦ください。
3. 出願手続 : 下記同封書類①～④を作成の上ご提出ください。
4. 出願期限 : 令和6年5月10日(金)
〈更に時間を要する場合は、ご一報いただければ幸いです。〉
5. その他 : 7月初旬に選考委員会を開催し、採用の可否を決定する予定です。
奨学生としての採用が決定した皆様には夏休み期間中に当たりますが、8月21日(水)に、井植記念館(神戸市垂水区)にご集合いただき、奨学金贈呈式を行う予定にしておりますのでお含みおきください。
なお、贈呈式当日の交通費は実費を支給させていただきます。

〈同封書類〉

- ①「申請書」
 - ②「奨学生推薦調書」
 - ③「奨学生調書」
 - ④「健康診断書」
 - ⑤「井植記念会パンフレット」
- 各4部

* 貴大学用として「英才育成奨学金規程」と「井植記念会パンフレット」も各1部同封いたします。

なお、「奨学生推薦調書」には、現在の研究内容を具体的に記述した判断資料を添付していただきますようお願いいたします。

また、過去における提出論文のリスト（提出学会・論文題名・提出日）及び学部並びに修士課程における学業成績証明書も必ず添付いただきますよう、あわせてお願いいたします。

以 上

英才育成奨学金規程

制 定	昭和46年	4月	1日
改 定	平成20年	4月	1日
改 定	平成23年	4月	1日
改 定	平成26年	4月	1日
改 定	平成27年	10月	1日

公益財団法人井植記念会

公益財団法人井植記念会 英才育成奨学金規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 公益財団法人井植記念会英才育成奨学金は、公益財団法人井植記念会（以下「井植記念会」という。）の定款第4条第2号の規定の趣旨に基づき、大学院に在学する英才に対して学資金を支給することにより、わが国の学術水準の向上に寄与するとともに、社会の進歩発展に著しく貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 井植記念会から支給する学資金をいう。
- (2) 奨学生 井植記念会から奨学金の支給を受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第 3 条 奨学生を出願することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 兵庫県出身者および兵庫県内の大学の在籍者であること。
- (2) 東京大学・京都大学・大阪大学・名古屋大学・神戸大学・兵庫県立大学の各大学院理学研究科・工学研究科又は医学研究科またはそれらに準じる研究科に在学し、博士課程後期を履修しつつある者であること。
- (3) 学業成績が優秀で、かつ、心身ともに健全であり、学術の理論及び応用に卓抜した能力と実績を示し、将来においてわが国の学術水準の向上・社会の進歩発展に著しく貢献し得る可能性が認められる者であること。

(奨学金の支給期間及び支給金額)

第 4 条 奨学金の支給期間は、奨学生に採用したときから、その者の正規の履修課程の終期までとする。

- 2 前項の期間内に支給する奨学金の額は、月額5万円とする。

（奨学金の支給）

第 9 条 奨学金は、3箇月ごとに一定の日を定めて在学する大学の総長または学長を経て本人に支給するものとする。ただし、理事長が必要であると認めたときは、3箇月分以上を一時に支給することがある。

（奨学金受領書の提出）

第 10 条 奨学生は、奨学金を受領したときは、そのつど直ちに奨学金受領書（様式第7号）を井植記念会に提出しなければならない。

（奨学金支給の休止）

第 11 条 奨学生が長期にわたって欠席し、又は休学したときは、欠席し又は休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月までの奨学金の支給を休止することがある。

（奨学金支給の取り消し）

第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 傷病のため学業遂行の見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績又は性行が不良になったと認められるとき。
- (4) 在学する大学で処分を受け、又は処分により学籍を失ったとき。
- (5) 奨学金の支給を辞退する申し出があったとき。
- (6) 奨学生が死亡したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、井植記念会が奨学生として不適當であると認めたとき。

第3章 奨学金の返還

（奨学金の返還義務及び返還方法）

第 13 条 奨学生は、前条第3号・第4号・第5号及び第7号に該当するに至ったときは、奨学金の支給を受けた最終月の翌月から起算して理事長が指定する期間内に、支給を受けた奨学金全額を井植記念会に返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還方法は、一時払い・年賦・半年賦又は月賦の方法によるものと